

## 議案第 3 4 号

### 大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

#### (提案理由)

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請方法を改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「、個人番号カードを使用することにより」を「、次の各号に掲げるいずれかの物を使用して」に改め、「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード
- (2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）

第10条の2第2項中「第42条第2項」の次に「及び第59条の3第2項」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>次の各号に掲げるいずれかの物を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード</u></p> <p>(2) <u>公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u></p> <p>2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項及び第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号とする。</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>個人番号カードを使用することにより、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号とする。</u></p>

# 改正要旨

## 1 改正の概要

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（以下「公的個人認証法」といいます。）の一部改正において、新たに電子証明書の移動端末設備（スマートフォン）への搭載に関する規定が定められ、令和5年5月11日に施行されました。

大口町では、令和3年2月から、コンビニエンスストア等の多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を実施していますが、公的個人認証法の一部改正により、従来の個人番号カードに加え、電子証明書を搭載した移動端末設備を使用できるようになることから、本条例の一部を改正するものです。

## 2 改正の内容

公的個人認証法の一部改正では、個人番号カードに記録される「利用者証明用電子証明書」が「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改められ、移動端末設備に記録される電子証明書として「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」が新設されました。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、従来の個人番号カードに加え、移動端末設備を使用できるように改めます。

## 3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行します。

\*移動端末設備を使用したコンビニ交付サービスの利用開始は、本年内を予定。

## 4 参考（公的個人認証法の一部改正）

### (1) 電子証明書の種類

- |                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| ○署名用電子証明書<br>(法第3条第1項)     | → | ○個人番号カード用署名用電子証明書<br>(法第3条第1項…改正)      |
|                            |   | ○移動端末設備用署名用電子証明書<br>(法第16条の2第1項…新設)    |
| ○利用者証明用電子証明書<br>(法第22条第1項) | → | ○個人番号カード用利用者証明用電子証明書<br>(法第22条第1項…改正)  |
|                            |   | ○移動端末設備用利用者証明用電子証明書<br>(法第35条の2第1項…新設) |

\*法…「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の略

## (2) 署名用電子証明書

### ア 署名用電子証明書の概要

- ・インターネットで電子文書を作成・送信する際に利用するもの（e-Taxの確定申告）。
- ・15歳未満の方の搭載不可。
- ・「氏名」「生年月日」「性別」「住所」（基本4情報）、「発行番号」「発行年月日」「有効期間」「署名用公開鍵」を記録。
- ・暗証番号は、6～16桁の英数字。

### イ 署名用電子証明書の改正

- ・個人番号カードに記録される「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」と改め、移動端末設備に記録される「移動端末設備用署名用電子証明書」を新設。

## (3) 利用者証明用電子証明書

### ア 利用者証明用電子証明書の概要

- ・インターネットのウェブサイトを閲覧する際に利用するもの（マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービス）。
- ・15歳未満の方の搭載可。

- ・「発行番号」「発行年月日」「有効期間」「利用者証明用公開鍵」を記録。
- ・暗証番号は、4桁の数字。

#### イ 利用者証明用電子証明書の改正

- ・個人番号カードに記録される「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」と改め、移動端末設備に記録される「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を新設。

#### (4) 電子証明書の発行手続き

- ・移動端末設備用署名用電子証明書は個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた者に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた者に、それぞれ発行。
- ・移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行は、地方公共団体情報システム機構に対してオンラインで行い、市町村窓口での対面手続きは不要。
- ・個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、市町村窓口での対面手続きが必要。